

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約に係る重要事項説明書

令和8年4月1日現在

1 担当する職員（神戸市指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務従事者）

氏名

連絡先

078-751-0706

（午前9時00分～午後5時30分 日曜日、年末年始は休み）

2 事業所の概要

| | |
|---------------------|---|
| 地域包括支援センター名 | 桃山台あんしんすこやかセンター |
| 所在地 | 神戸市垂水区桃山台5丁目1139番地3 特別養護老人ホーム 桃山台ホーム1階 |
| 連絡先 | TEL 078-751-0706 FAX 078-751-7770 |
| 緊急時の連絡先 | TEL 078-751-0006（桃山台ホーム） |
| 管理者連絡先 管理者 岩崎 佳宏 | TEL 078-751-0706 FAX 078-751-7770 |
| 営業日 | 平日、土曜日、祝日（日曜日、年末年始は休み） |
| 営業時間 | 午前9時00分～午後5時30分 |
| サービス提供実施地域 | 垂水区名谷町（概ね福田川、バス道以東でかつつつじが丘以北）・ つつじが丘・桃山台・清玄町・下畑町（第二神明以北） |

3 当事業所の法人概要

| | |
|-----------|---|
| 事業者名 | 社会福祉法人 恵生会 |
| 所在地 | 神戸市垂水区桃山台5丁目1139番地3 |
| 連絡先（代表） | TEL 078-751-0006 FAX 078-751-7770 |
| 法人種別 | 社会福祉法人 |
| 代表者 | 理事長 石坂 克彦 |
| 法人の行う他の業務 | ○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ○短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○通所介護・介護予防通所介護（デイサービス） ○地域密着型介護老人福祉施設（サテライト特別養護老人ホーム） ○認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○居宅介護支援事業 |

4 当事業所の従業員

| 職 種 | 人 員 数 |
|-----------|-------|
| 保健師または看護師 | 1 人 |
| 主任介護支援専門員 | 1 人 |
| 社会福祉士 | 1 人 |
| 地域支え合い推進員 | 1 人 |
| その他 | 若干名 |

5 事業の目的・運営方針

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 利用者からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の意向をもとに、介護予防サービス等の提供が確保されるよう介護予防サービス事業者・その他の事業者・関連機関との連絡調整その他便宜の提供を図ります。 |
| 運営方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法令の遵守 ・公正中立な介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供 ・利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防サービス・支援計画の作成を行う等 |

6 提供する介護予防サービスの内容

契約書本文第4条～第7条に定める提供するサービスの内容は次のとおりです。

ただし、給付管理以外の業務については事業者からの委託により、

(受託居宅介護支援事業者)が行います。

| 内 容 | 提 供 方 法 | 保険適用 |
|----------------------------------|--|------|
| 介護予防サービス・支援計画の作成 (契約書本文第4～7条) | <ol style="list-style-type: none"> 1 利用者のお宅を訪問し、利用者やご家族に面接して情報を収集し、解決すべき問題を把握します。 2 自宅周辺地域における介護予防サービス事業者やインフォーマルサービス事業者が実施しているサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者やご家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 3 提供するサービスが目指す目標、目標の達成時期、サービスを提供するうえでの留意点などを盛り込んだ介護予防サービス・支援計画の原案を作成します。 4 介護予防サービス・支援計画の原案に位置付けた指定サービス等について、保険給付の対象となるサービスと対象とならないサービス（自己負担）を区分して、それぞれ種類、内容、利用料等を利用者やその家族に説明し、その意見を伺います。 5 介護予防サービス・支援計画の原案は、利用者やその家族と協議したうえで、必要があれば変更を行い利用者から文書による同意を得ます。 | ○ |

| | | |
|--|---|----------|
| <p>介護予防サービス事業者、 介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整・便宜の提供 (契約書本文第4条)</p> | <p>1 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者等との連絡調整を行います。</p> | <p>○</p> |
| <p>サービス実施状況の把握・ 介護予防サービス・支援計画等の評価 (契約書本文第4条)</p> | <p>1 利用者及びその家族と定期的に連絡をとり、サービスの実施状況の把握に努めます。 2 利用者の状態について定期的に評価を行い、利用者の申し出により又は状態の変化等に応じて介護予防サービス・支援計画の変更等を行います。</p> | <p>○</p> |
| <p>給付管理 (契約書本文第4条)</p> | <p>介護予防サービス・支援計画の作成後、その内容に基づいてサービス利用票・提供票による給付管理を行うとともに、毎月の給付管理票を作成し、兵庫県国民健康保険団体連合会に提出します。</p> | <p>○</p> |
| <p>相談・説明 (契約書本文第4条)</p> | <p>介護予防や介護保険制度に関することは、幅広くご相談に応じます。</p> | <p>○</p> |
| <p>医療との連携・主治医への 連絡 (契約書本文第4～5条・別紙)</p> | <p>介護予防サービス・支援計画の作成時（又は変更時）やサービスの利用にあたり必要な場合は、利用者の同意を得たうえで、関連する医療機関や利用者の主治医との連携を図ります。</p> | <p>○</p> |
| <p>財産管理・権利擁護等への 対応 (契約書本文第4条・別紙)</p> | <p>利用者がサービスを利用する際に、その所有する財産の管理や権利擁護について問題が発生し、第三者の援助が必要な場合には、利用者の依頼に基づいて相談機関への連絡を行います。</p> | <p>—</p> |
| <p>介護予防サービス・支援計画の変更 (契約書本文第5条)</p> | <p>利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービスの変更が必要と判断した場合には、利用者の意見を尊重して、合意のうえ、サービスの変更を行います。</p> | <p>○</p> |
| <p>要支援認定等にかかる申請の援助 (契約書本文第6条)</p> | <p>利用者の意思を踏まえ、要支援認定等の申請に必要な協力を行います。 利用者の要支援認定有効期間満了の60日前には、要支援認定等の更新申請に必要な協力を行います。</p> | <p>○</p> |

| | | |
|--------------------------------------|--|----------|
| <p>サービス提供記録の閲覧・交付 (契約書本文第7条)</p> | <p>利用者は、サービス提供の実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。 (但し、次項に記載するコピー代等の実費を請求する場合があります。) 利用者は、契約終了の際には事業者に請求して直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書面の交付を受けることができます。</p> | <p>○</p> |
| <p>利用者の状況の把握</p> | <p>担当職員が、利用者の居宅を訪問する等、神戸市に定められた頻度で状況の把握等を行います。</p> | |

7 サービスの利用料及び利用者負担

(料金)

介護予防支援業務等(介護予防サービス・支援計画の作成・変更、事業者との連絡調整、相談説明等)については、原則として利用者の負担はありません。

※介護保険適用の場合でも、介護予防支援費等については、利用者に保険料の滞納等がある場合には、一旦1ヶ月あたりについて、下記の料金を頂き、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。

(サービス提供証明書を垂水区役所の窓口に出しますと、後日払戻しとなる場合があります。また、滞納期間によっては全額が利用者のご負担となる場合もあります。)

| | |
|---------|-------------|
| 介護予防支援費 | 4,791円(1ヶ月) |
| 初回加算 ※ | 3,252円(1ヶ月) |
| 委託連携加算 | 3,252円(1ヶ月) |

※ 初回加算

新規及び過去2ヶ月以上介護予防支援業務等を提供していない場合に介護予防サービス・支援計画を作成した場合、介護予防支援費等に加算されます。

(その他の費用)

| 内 容 | 金 額 | 説 明 | 支払方法 |
|------------------|---------------------------|---|-----------------------------------|
| 交 通 費 (実費) | 実費相当分 | サービス提供実施地域以外の地域に訪問出張する場合には、実費相当の交通費が必要となります。 | 利用のあった月ごとに集計し翌月10日までに請求させていただきます。 |
| 本契約の解約料 | 4, 7 9 1 円 | 契約書本文第9条第1項但し書の解約の申出により直ちにこの契約を解約する場合には、原則として解約料が必要となります。 | お支払いについては、その月の25日までにお願います。 |
| 申請代行料 | 無 料 | 要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料です。 | |
| サービス提供実施記録コピー等代金 | コピー料金 (1枚あたり) 実費相当分 | サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります。 | |

8 契約の終了と自動更新について

契約の有効期間については、契約日から利用者の要支援認定の有効期間が満了する日あるいは、介護予防ケアマネジメントにかかる事業対象者としての有効期間の満了する日までとします。ただし、利用者から契約を終了する旨の申し出がない場合には、この契約は次の要支援認定あるいは、事業対象者の有効期間まで、自動更新することとします。

9 契約期間途中での解約の場合

- (1) この契約は、契約期間中であっても、利用者の方から解約を希望する10日前までにお申し出いただければ解約することができます。この場合、解約料のお支払いは必要ありません。ただし、直ちに解約を希望される場合には、解約料をいただく場合があります。
※ 利用者において緊急入院等の正当な理由がある場合には、解約料は必要ありません。
- (2) 利用者・家族等からの暴力や性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの（過剰なサービス要求）により、職員の就業環境が害される場合は、契約を解除する場合があります。

10 個人情報の保護

事業者は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、契約期間中はもとより、契約終了後においても、決して第三者に漏らすことはありません。

また、利用者やそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物に関しては、善良な管理者の注意をもって管理を行い、処分の際にも漏洩の防止に努めます。

ただし、事業者がサービスを提供する際に利用者やご家族に関して、知り得た情報については、サービス担当者会議などでサービスの利用調整を行う際に必要となります。

このため、その利用には利用者の同意が必要となりますので、別紙の同意書に記名・押印いただくこととなります。

11 サービス提供中における事故発生時の対応

(1) 緊急時における確認事項

| | | |
|---|--------|---------|
| ① | 第一連絡先 | (氏 名) |
| | | (電話番号) |
| | | (続 柄) |
| ② | 第二連絡先 | (氏 名) |
| | | (電話番号) |
| | | (続 柄) |
| ③ | かかりつけ医 | (医療機関名) |
| | | (主 治 医) |
| | | (電話番号) |

(2) 市町村、家族等への連絡方法

- ・神戸市及び当該区役所の所轄課へ、当事業所から連絡します。
- ・家族等へは(1)の連絡先へ、当事業所から連絡します。

12 損害賠償について

事業者が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、契約書本文第11条に基づき賠償をいたします。

事業者は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

○加入保険名

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

○保険の内容

介護保険・社会福祉事業者総合保険

13 サービスの苦情相談窓口

事業者は、作成した介護予防サービス・支援計画に基づいて提供された介護予防サービスに関する苦情の申し立てや相談があった場合は、速やかに対応を行います。

サービスの提供に関して苦情や相談がある場合には、下記までご連絡下さい

○ 事業者の苦情相談窓口 桃山台あんしんすこやかセンター

| | | |
|-----------|-------|--------------|
| 担当者 岩崎 佳宏 | 連絡先 | 078-751-0706 |
| | FAX | 078-751-7770 |
| | 受付時間 | 9時00分～17時30分 |
| | 緊急連絡先 | 078-751-0006 |

○ 介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります

| | | |
|--|----------|-------------------------------|
| (介護サービスの苦情について) 兵庫県国民健康保険団体連合会 | 連絡先 | 078-332-5617 |
| | 受付時間(平日) | 8時45分～17時15分 |
| (介護事業者との契約トラブルについて) 神戸市消費生活センター | 連絡先 | 078-371-1221 |
| | 受付時間(平日) | 9時00分～17時00分 |
| (介護保険全般に関するお問い合わせ) 神戸市監査指導課 *高齢者虐待専用電話 | 連絡先 | 078-322-6326 |
| | 連絡先 | 078-322-6774 |
| | 受付時間(平日) | 8時45分～12時00分 13時00分～17時30分 |

14 虐待の防止について

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 職員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市区町村等へ報告します。

15 身体拘束について

利用者に対し身体拘束を原則廃止します。但し、生命又は身体を保護するため等、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて説明し、同意を得るようにします。

16 感染症の予防及びまん延の防止について

事業者は、感染症が発生し、又は、まん延しないように必要な措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催します。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 職員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施します。

17 業務継続計画の策定について

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

※感染症や非常災害の発生時は、職員の出勤率に応じた必要最低限のサービス提供となります。

18 要介護認定前に介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供が行われる場合の特例事項の説明 付属別紙のとおり

19 委託先の指定居宅介護支援事業者

| | |
|------------|------------|
| 事業者名 | |
| 担当介護支援専門員 | |
| 所在地 | |
| 連絡先 | TEL |
| 緊急時の連絡先 | FAX TEL |
| 管理者 | |
| 営業日 | |
| 営業時間 | |
| サービス提供実施地域 | |

